

2 国際第 885 号

関税割当公表第 55 号

令和 3 年度のオーストラリア産その他の砂糖菓子に関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成 17 年農林水産省令第 12 号。以下「省令」という。）第 6 条の規定に基づき、「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」に基づく割当ての対象となるその他の砂糖菓子（以下「オーストラリア産その他の砂糖菓子」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和 3 年 2 月 15 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品

オーストラリア産その他の砂糖菓子（関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）別表第 1704.90 号の 2 に掲げる物品のうちキャンデー類及びキャラメル以外のもの）

2 合計割当数量 100 t

3 通関期限 令和 4 年 3 月 31 日

第 2 関税割当申請書の受付の担当課

農林水産省食料産業局食品製造課

第 3 関税割当証明書発給の担当課

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間

次に掲げる期間とする。

ただし、(2) から (4) までに掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てにおいて生じた残量及び各期間の開始日の前々週の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日）までに返還された割当数量の合計が 1 t 以上ある場合にのみ関税割当申請書を提出できる。

(1) 令和3年3月9日（火）から同年3月15日（月）まで

(2) 令和3年6月22日（火）から同年6月28日（月）まで

(3) 令和3年10月5日（火）から同年10月12日（火）まで

(4) 令和4年1月18日（火）から同年1月24日（月）まで

なお、(2) から (4) までに掲げる期間における割当ての実施の有無及び実施する場合の割当数量は、各期間の開始日の前の週の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日）に当省ホームページに掲載する。

2 提出時間 午前 10 時から正午まで及び午後 2 時から午後 4 時まで

3 郵送等による提出

関税割当申請書及び関税割当申請書に添付する書類は、郵送等により提出することができる。この場合、郵便書留等の追跡可能な方法により送付するものとし、期間内に当省へ必着とする。

（宛先）

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 1

農林水産省食料産業局食品製造課菓子係宛

第5 関税割当申請者の資格

その他の砂糖菓子の使用、販売若しくは輸入を事業目的とする法人又はこれらの事業を行うことが確実であると認められる個人事業者であって、法人においては登記事項証明書等の目的欄、個人事業者においては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において、割当対象物品の使用、販売若しくは輸入を行う事業者であることが確認可能な記載のあるものに限る。

第6 関税割当申請書に添付すべき書類

- 1 第4の1の(1)の期間に申請する場合であって、令和2年度に割当実績がある場合は、割当てを受けた全ての関税割当証明書（原本）。なお、関税割当証明書の割当数量を全て使用した等により既に返納した場合を除く。

ただし、残存数量があり、引き続き輸入のために使用する場合は、当該関税割当証明書の写し及びその輸入に係る関連書類（※）の写し各1通（及び、同書類が日本語以外の言語で表記されている場合には、その日本語訳1通）を添付する。

（※）令和3年3月末までに輸入することが確実であることを確認できるもの。

- 2 令和2年度及び3年度の月別のオーストラリア産その他の砂糖菓子の輸入通関実績（令和3年3月末見込みを含む。）及び輸入計画数量等一覧表（申請時までの輸入実績も含む。）（別記様式1）
- 3 法人の登記事項証明書（個人事業者にあつては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。））

ただし、令和2年度における割当実績を有する者であって、その後3の書類の内容に変更のないものは、3の書類の添付を必要としない。また、本公表により2件以上申請する場合であつて、1から3までの書類

の内容に変更のない者は、2 件目以降は 1 から 3 までの書類の添付を必要としない。

なお、上記書類に加え、申請の際、別添の「申請に係る問合せ先」に記入して提出すること。

第 7 割当基準

1 第 4 の 1 の (1) に掲げる期間の場合

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、1 申請者当たりの申請数量は 10 t を上限とする。

(1) 申請数量の総計が第 1 の 2 に掲げる合計割当数量以下となる場合

申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が第 1 の 2 に掲げる合計割当数量を超える場合

第 1 の 2 に掲げる合計割当数量を申請数量の総計で除した割合を申請数量に乗じて配分した数量を割り当てる。

2 第 4 の 1 の (2) から (4) までに掲げる期間の場合

申請者に対する割当数量は次のとおりとする。ただし、(2) 及び (3) に掲げる期間においては、1 申請者当たりの申請数量は 10 t を上限とするが、(4) に掲げる期間における 1 申請者当たりの申請数量には上限を設けない。

(1) 申請数量の総計が別途当省ホームページに掲載する割当数量（第 4 の 1 参照）以下となる場合

申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が別途当省ホームページに掲載する割当数量（第 4 の 1 参照）を超える場合

別途当省ホームページに掲載する割当数量を申請数量の総計で除した割合を申請数量に乗じて配分した数量を割り当てる。

3 令和 2 年度に割当てを受けた者のうち、当初割当てを受けた数量と第

6の1において提出された関税割当証明書等によって確認された輸入通関数量から消化率を算出（第6の1において申請者に返却された関税割当証明書によって令和3年3月31日までに通関する見込みの数量も輸入通関数量に含めるが、令和3年4月1日までに当該関税割当証明書を再提出することとし、これを確認した結果残存数量があれば再度消化率を算出）し、その消化率が9割未満の者は、第4の1の(1)から(4)までに掲げる期間において、申請数量（※）の合計は令和2年度の輸入通関数量を限度とする。

なお、令和3年1月5日（火）までに返還された割当数量は、消化率計算の際においては、当初割当てを受けた数量に含めないものとする。

（※）按分により減じられた数量は申請数量に含めない。

第8 関税割当証明書の交付及びその停止

1 関税割当証明書は、第4の1の(1)に掲げる期間に行われた申請については、当該年度の割当期間の開始日（行政機関の休日に当たる場合は、翌開庁日）に発給するものとし、第4の1の(2)、(3)及び(4)に掲げる期間に行われた申請については、原則として各期間の最終日の翌日から起算して10日（行政機関の休日は算入しない。）以内に発給するものとする。

2 関税割当証明書の郵送等による交付

関税割当証明書の交付は、1の発給の日以降、原則として、郵便書留等の追跡可能な方法により行う。

3 関税割当証明書の交付は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

(1) 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。

(2) 申請者が本公表に違反したとき。

(3) 申請者が虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類若しくは報告その他の関税割当てに関する書類）をしたとき。

第9 報告

割当てを受けた者は、関税割当てに関して法令に違反した場合には、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第10 その他

1 関税割当申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。

また、割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は2通（省令第3条）とする。

2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年4月1日付け16国際第1297号。）によるものとする。

3 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は関税割当証明書の期間満了日を経過したときは、当該証明書を速やかに返納しなければならない（省令第4条）。返納は原則として、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

なお、関税割当証明書を返納する際、関税割当数量を返還する場合は、「関税割当数量の返還について」（別記様式2）を提出するとともに、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム

（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

4 令和3年度に割当てを受けた者のうち、当初割当てを受けた数量と同

年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書によって確認された輸入通関数量から消化率を算出し、その消化率が9割未満の者は、原則として、令和4年度においては、申請数量（※）の合計は令和3年度の輸入通関数量を限度とする。なお、令和4年1月4日（火）までに返納された関税割当証明書の残存数量は、消化率計算の際においては、当初割当てを受けた数量に含めないものとする。

（※）按分により減じられた数量は申請数量に含めない。

5 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。

6 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

第 11 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省のホームページにおいて公表する。